

公 共 北 第 4 0 4 1 号
令和 6 年（2024 年）11 月 7 日

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長
（ 公 印 省 略 ）

保険証の廃止及び資格取得届等の事務取扱について（通知）

令和 6 年 12 月 2 日より保険証（組合員証及び被扶養者証）の交付は終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。新たな仕組みにおいては、オンライン資格確認等システムへの速やかな加入者情報の登録が重要であることから、組合員の資格取得の届出又は被扶養者の届出について、組合員は所属機関の長を経由して事実発生から 5 日以内に保険者に届け出ること、保険者は届出を受けてから 5 日以内に加入者情報等をオンライン資格確認等システムに登録することが定められました。

つきましては、保険証の廃止及び資格取得届等の取扱いについてお知らせしますので、貴所属組合員へ周知していただきますようお願いいたします。

記

1 保険証の交付終了日について

従来の保険証の交付は令和 6 年 12 月 1 日までとなります。したがって、資格取得日が令和 6 年 12 月 1 日以前であっても、交付年月日が令和 6 年 12 月 2 日以降となる場合には、保険証は交付されません。氏名変更や紛失等で再交付が必要な場合も同様の取扱いとなります。当支部の保険証の交付は、令和 6 年 11 月 29 日で終了します。

2 交付済みの保険証について

令和 7 年 12 月 1 日までは従来の保険証を引き続き使用できる経過措置期間が設けられましたので、交付済みの保険証は破棄せずお手元に保管してください。経過措置期間中の退職による脱退や被扶養者の取消の際は保険証の返却が必要です。

3 「資格確認書」について

「資格確認書」は、マイナ保険証がない方を対象に、従来の保険証に代わるものとして当支部が交付するものです。

(1) 令和 6 年 12 月以降、新たに加入等される方

保険証の廃止後に新たに加入等される方で、マイナ保険証がない方及び資格確認書が必要であると申し出た方に、加入時に当支部が「資格確認書」を交付しますので、医療機関等を受診する際に使用してください。

(2) 既加入者で、保険証（組合員証・被扶養者証）をお持ちの方

従来の保険証をお持ちで、マイナ保険証がない方は、令和 7 年 12 月までに「資格確認書」をお送りする予定です。令和 7 年 12 月 1 日までは従来の保険証を使用してください。なお、資格確認書が必要であると事前に希望する方又は保険証を紛失等された方は当支

部まで申請してください。

(3) 交付した「資格確認書」の取扱い

「資格確認書」はマイナ保険証とは異なり、退職による脱退や被扶養者の取消の際は返却が必要です。

4 資格取得届等の提出と個人番号（マイナンバー）の登録について

当支部では、組合員・被扶養者ともに資格取得届等が支部に到着してから5日以内に個人番号等加入者情報のデータ登録を行っています（人事異動期を除く）。ただし、資格取得届等の書類に不備があるときはこの限りではありません。

手続き後は、対象者にデータ登録完了をお知らせするため、所属所を通じて「資格情報のお知らせ」をお送りし、必要に応じて「資格確認書」を交付します。

なお、当支部のデータ登録後、関係機関で情報登録が完了しマイナ保険証が使用できるようになるまで一定の日数を要します。登録状況は、加入者ご自身がマイナポータルにログインし、「健康保険証の登録状況」を閲覧することにより確認することが可能です。

5 様式の変更について

保険証の廃止等に伴い、当支部に提出いただく様式を変更します。様式は順次更新しますので、手続きの際は当支部ホームページ「共済事務の手びき」にある最新の様式を使用してください。

6 マイナンバーカードの保険証利用登録の解除について

マイナ保険証をお持ちの方が、保険証利用登録を解除するには、解除申請の手続きが必要です。利用登録の解除を希望する方は、当支部ホームページに掲載している「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」に必要事項を記入のうえ当支部まで提出してください。解除の申請後、利用登録が解除されマイナポータル上の「健康保険証の登録状況」画面に反映されるまで1～2か月程度かかる場合があります。

なお、保険証利用登録を解除した場合でも、個人番号を利用したオンライン資格確認等システムでの情報連携は継続されますのでご了承ください。

また、マイナ保険証を利用しないことによる医療保険上の差異等については、当支部短期給付係までお問い合わせください。

資格認定係
電話 011-231-4111
内線 35-367～369